

2025年

山口 定・神野直彦 編著

日本の 構想

山口 定
Yamaguchi Yasushi

高橋 進
Takahashi Susumu

山口二郎
Yamaguchi Jiro

金子 勝
Kaneko Masaru

間宮陽介
Mamiya Yosuke

大沢真理
Osawa Mari

神野直彦
Jinno Naohiko

住沢博紀
Sumizawa Hiroki

坪郷 實
Tsubogo Minoru

篠田 徹
Shinoda Toru

岩波書店

2025年

山口 定・神野直彦 編著

日本の 構想

岩波書店

2025年 日本の構想

2000年10月25日 第1刷発行

編者 やまぐち やすし じん の なおひこ
山口 定 神野直彦

発行者 大塚信一

発行所 株式会社 岩波書店
〒104-8002 東京都千代田区一ツ橋2-5-5

電話 案内 03-5210-4000
<http://www.iwanami.co.jp/>

印刷・三陽社 カバー印刷・NPC 製本・三水舎

© Yasushi Yamaguchi and Naohiko Jinno 2000
ISBN 4-00-001759-4 Printed in Japan

Ⓜ(日本複写権センター委託出版物) 本書の無断複写は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。本書からの複写は、日本複写権センター(03-3401-2382)の許諾を得てください。

2025年 日本の構想

序 本書の課題

本書は、二〇二五年までの二一世紀の最初の四半期を念頭において、わが国の政治・経済・社会を抜本的に改革するうえでの課題と方向づけと具体案を提示することを内容としている(二〇二五年という設定の意味については、第一章九頁参照)。執筆したのは、六名の政治学者と四名の経済学者を中心とするプロジェクト・チームであり、その背後には、一年有余、延べ一三回にわたる討議とヒヤリングがある。

われわれが本書で提供できることは、このグループの構成によって拘束されており、限られているが、言うは易くして実行することは困難な学際的討論をとにかくも一定範囲で敢行したその果実を公開し、批判を仰ぎたいと考えている。われわれのこうした試みに対して批判的な動きがわき起こり、それを契機として、専門を異にする研究者たちの間に従来の学問の垣根を越えた論争がはじまることにもなれば、そのこと自体が、わが国に新たな展望を拓くためのなによりの契機になりうるのではないかと期待している。

最近のわが国の流行語の一つに、「失われた一〇年」という言葉がある。一九九〇年代、われわれは、われわれの生活と日本社会の将来を憂慮して、それぞれの持ち場で心身をすり減らして努力してきたのに、二〇〇〇年に入った今、展望は一向に開けないどころか状況は一層悪化して

きてさえいるのではないか、という無念をかみしめさせる言葉である。

『日本の失われた十年』という著書¹⁾を公刊された原田泰氏によれば、「失われた一〇年」の原因としては、「バブルを起こした過大な金融緩和とバブル潰しのための急激な金融引き締めという金融政策の失敗がある」。そして、そこから生まれた経済危機の中で提言されつづけたのは「構造改革」であった。しかし氏によれば、「九〇年代の低成長は、構造改革が遅れたことによるものではなく、金融的ショックによるものである」。したがって、問題は「まず金融政策の誤りをただすことである」ということになる。実際、総選挙直後の二〇〇〇年七月のそごう事件と新生銀行誕生にまつわる瑕疵担保条項事件の混乱は、従来の官僚統治が生んだ金融政策とその仕組みの欠陥を露呈し続けている。ただ正確に言えば、問題は、「構造改革」が遅すぎた、「問題が先送りされつづけた」というよりも、政治的意思決定の優位のシステムとレベルの高い政治的リーダーシップの確立までを含めた総合的な構造改革の構想自体が、あれだけの「改革インフレ」にもかかわらず、結局は未成立のまま今日にいたったというのが実相であろう。

もつとも、現在の日本の危機は単なる金融政策の危機ではなく、それに政治が適切に対処できていないという危機にとどまるものでも実はない。それは同時に、世界的な文明の危機をも背景として展開している全面的な危機の一環であって、それが問題領域によっては、わが国では特殊な形や特殊な尖鋭さを帯びているということであろう。

この危機の全面性という認識は、橋本元首相が九七年に六大改革(財政構造改革、行政改革、社会保障改革、金融制度改革、経済構造改革並びに教育改革)という大風呂敷(っ)を広げたとき

に多くの人々が少なからざる驚きの念をもって感じとつたことであつたし、さらに現在、家庭崩壊と青少年問題を背景とした深刻な犯罪のニュースに茶の間で接する度に人に人々が抱く感懐であらう。

こうした全面的な危機の状況の中で、われわれのプロジェクト・チームが提供できることは極めて限られている。また、われわれの間には、さまざまな問題についてのスタンスや見解の相違が残っていたり、あらためて確認されたりという状態がなお持続している。しかし度重なる研究会やヒヤリングの持続を可能にさせた共通の強い感情として、われわれの間には、この一〇年来の「改革政治」の展開が、問題の核心をとらえ損ねているばかりか、場合によっては、かえって危機と混迷を深刻化させているのではないかという、いらだたしい思いがあつた。

ただわれわれは、この間のさまざまな改革のすべてを否定しようというわけではもちろんない。個々の改革への評価は、以下の、それぞれの章節に委ねるほかはないが、われわれは、この間の政界再編劇と「改革騒ぎ」の間隙を縫って成立した、環境基本法(九三年一月成立)、行政手続法(二九九年一月成立)にはじまり、製造物責任(PL)法(九四年六月成立)、地方分権推進法(九五年五月成立)、環境アセスメント法(九七年六月成立)、介護保険法(九七年二月成立)、特定非営利活動促進法(NPO法、九八年三月成立)を経て、情報公開法(九九年五月成立)、男女共同参画社会基本法(九九年六月成立)、地方分権一括法(九九年七月成立)にいたる一連の個別立法には、もつと注目が払われて良いのではないかと考えている。これらの立法にも個別的には大小さまざまな問題点が見られるにせよ、全体として、これまでのわが国の中央集権的官僚主導体制を打破し、地方分

権の確立と一般市民の政治参加の促進、さらには高齢化社会における福祉の充実と「ジェンダー・フリー」原則の導入並びに環境問題への取組みの強化を促進する方向に寄与する点で、重要な役割を果たしうるものではないかと考えられるからである。

これらの法律が扱う諸問題は、リクルート事件による竹下内閣の崩壊（八九年六月）からはじまり、九四年一月、細川内閣のもとでの政治改革法成立によって決着がつけられた、いわゆる「政治改革」論議——その結末が、現在の小選挙区比例代表並立制、政治献金規制の強化と政党に対する公的助成制度の導入であった——の中では、奇妙なことには事実上脱落していた。最初の環境基本法と行政手続法を除く諸立法は、むしろ概してその後の局面で、しかもそれまでの主要立法とは異なり、市民運動関係者などのさまざまの新しいアクターの活躍と審議会政治の微妙な変容という特異な経緯をへて成立したものであった。

われわれは、本書を通じて、さしあたりは上記の新たな諸法律を手がかりとして、以下の五つの方向に沿って、わが国の政治・経済・社会を思い切って改革する「システム改革」が必要であることを主張する。その方向とは、①これまでのわが国における中央集権的な官僚主導体制を乗り越える「イノベーションの政治」(第二章)と「政策形成過程のイノベーション」(第七章)並びに「民主主義の新たなバージョン・アップ」(第三章)を保障する中心的な仕組みとして、地方政府を確立すること(とりわけ各レベルの地域議会による条例制定権の実質化と課税自主権の確立など)——第九章の地方分権改革の総括並びに第一〇章の「ローカル・パーティー」の現状と展望を参照されたい)、②職能毎の利益団体による政治支配の肥大化から脱却して市民自治を拡大するための一連の制度化(住

民自身による自治の単位と範囲との明確な設定、住民投票制の確立など)を実現すること、並びに、③政治・経済・社会のさまざまな領域で情報公開に裏付けられた政策評価のシステム、とりわけ第三者評価のシステムを確立してアカウンタビリティ(説明責任)の制度化をはかること、④それを支える「シビル・ガバナンス」(civil governance)を強化すること——この言葉は、さまざまな領域でのガバナンス論の流行にもかかわらず、現在の時点ではわが国ではほとんど使用されることがないが、われわれは、NPOなどの市民活動の展開の中であらためて問われることとなる「市民の自己統治(能力)」を指す新しい概念として提唱したい(とりわけNPOの強化に関しては、第一章参照)——、そして最後に、⑤対外的な安全保障と福祉をも含めた市民の日常生活の双方において、失われた安心感を回復すること(前者にかかわる東アジアのリージョンナリズムの可能性については第四章、後者に関係する福祉のセーフティ・ネットの張り替えの具体的提案は第一四章)の五つである。

われわれのこうした課題設定には、実際には、その前途にいろいろの難問が待っている。われわれは、これらの一連の新しい立法がもたらしうる危険なポピュリズムの台頭など、予想外の新展開の可能性にも注目しなければならない。しかしそれでもなお、われわれは、上記の市民活動の活性化に媒介された中長期的なプラスのボディ・ブロー効果に期待したのである。

われわれがここで「システム改革」という場合のその問題設定の内容は、まず第一に、わが国における従来の改革論が、政治、経済、財政、教育など、個別領域での改革の寄せ集めに終始し、それぞれの改革案の間に矛盾があってもそれが無視ないし軽視される傾きがあったこと、さらに

は、環境政策の最近の展開に示されているように、新たな総合的政策提起とされる場合でも、その内実は、関係する中央省庁の既得権益の中途半端な調整にとどまるものであったこと(第一章参照)を反省し、政治・経済・社会・教育などの主要システム間の相互関連をできるだけ見定め、問題解決の方向と中心的な責任主体を明確に設定する意味のある改革案を構想することが必要ではないかということである。

第二に、われわれのこうした学際的な論議を踏まえたシステム改革の構想の提示は、「生活空間」と「公共空間」という二つの概念を基軸に据えた問題提起となっていることを強調したい。従来の概念でいえば、前者は「私生活」、後者は「国家」という言葉に置き換えられるかもしれないが、「私生活」は「国家」によって与えられた所与の枠組の中の個々の「国民」それぞれの、家族と親戚を中心とする内輪の、閉ざされた生活を意味するにすぎなかった。それに対して、「生活空間」という時には、それは、一人ひとりの生身の人間が親子・兄弟・友人ばかりでなく(それだけなら「私生活」、地域社会での隣人・職場の仲間などとの間で「生きていく」ことを直接的に確かめ合える開かれた空間のことである。人類史におけるデモクラシーの展開は、本来、一般の人々がそうした「生活空間」の保障を政治の場で堂々と要求することを可能にしたし、先進諸国における福祉国家体制の確立はその具体化の道を大きく開くものであった。しかしわれわれが今、この言葉を改めて押し込めようとするのには、二つの理由がある。一つは、福祉国家体制の進展が生んだ国家の管理組織の肥大化と財政破綻、さらには市場原理の跋扈がデモクラシーのもとでの政治の原点としての「生活空間」を破壊しかねない事態が生まれたことである。もう一

つは、教育水準の向上と市場経済の世界的展開が決定的に促進した「国際化」や「グローバルバリエーション」が人々の日常生活の場でアイデンティティの多様化と重層化を生み出し、人々の帰属意識を「国民国家」だけに縛り付け、包摂してしまうことを不可能にしたことにある。われわれの将来にかかわる基本構想を、もっぱら「国策」ないし「国家戦略」として展開する発想は、こうした「重層的アイデンティティの時代」の人々の多様で自由な発想と自己実現の可能性を「国家」によって強引にコントロールし、統合しようとするものであって、その発想自体が重大な危険性を孕んでいるといえよう。「国民国家」による戦略設定の枠にはめ込まれた「私生活」ではなく、外国人や他国籍の定住者やいわゆるエスニック・マイノリティなどのさまざまなレベルの異文化との自由な交流にも開かれた庶民の「生活空間」を、デモクラシーのバージョン・アップ（その具体的構想については、Ⅲの諸論考がさまざまな問題領域に即して扱っている）の新たな原点として位置づけたのである（ただわが国では、「生活空間」を支え、これを後述の「公共空間」の形成へとつないでゆく価値観のレベルで、古い伝統的なものは崩壊し、それに替わるべき新しいものは未成熟であるという真空状態が生まれている。その点にかかわって、本書では、第八章が、男女共同参画社会基本法の成立に絡めて、いわゆる「ジェンダーの主流化（メインストリーミング）」の到達点を明らかにし、第一六章が「生活と労働の共生契約」という新しい視点を提起しているので、御意見を頂戴したい）。

また、「公共空間」とは、さまざまな人々の無限に多様な「生活空間」を相互に結びつける役割を果たし、「公共性」問題を整理し直し、公共政策を再形成するためには不可欠の「公と私の

出会いと新たな結合の場」、あるいは「公共性の不断の再確認と再生産の場」と位置づけることができよう。そして、こうした「公共空間」が成熟している場合にのみ、われわれの、一人ひとり「生活空間」は、「国家(官僚制)」と「市場」に対して必要ならこれを規制する独自の次元たりうるのである。そうした「公共空間」を、さし当りは地域自治体とNPO・NGOなどの新しい中間団体を制度的拠点として、さらには、「ソーシャル・ユニオニズム」を自らの原点として再確認した労働運動の再生もしくは新展開(第二章参照)に支えられて、いたるところに創り出していくこそが、当面最も必要なことではないかと考える。そのことなしには、われわれの「生活空間」の防衛自体が困難になる時代になってきていると言えよう。

第三に、われわれの考えるシステム改革の国際的背景として、九〇年代に入って一挙にクロースアップされてきている「グローバリゼーション」の問題がある。これをどうとらえるか、という問題については、IIの諸論考があつかっているが、正直に言って、かなりの難問であった。その原因は、この言葉の流行の割には、また金融・通貨外交の敗北もしくは不存在という痛切な体験にもかかわらず、わが国では、正面切つての分析が充分蓄積されていないことである。こうした状況の中で、われわれのIIでの分析は、「グローバリゼーション」問題をめぐって内外の研究と実践の中で現れているさまざまな立場の批判的分析と東アジアにおける安全保障にかかわるリージョナリズムの模索の必要性(第四章)、アメリカ主導のIT革命の進行と絡んで、従来の福祉国家体制を根底から揺るがしかねない「グローバリゼーション」の負の側面の注目すべき諸様相の解明(第五章)、「グローバリゼーション」と「国際化」の相違、「グローバリゼーション

ン」と公共空間の創出との関連(第六章)など、それぞれ既存の関係文献よりも踏み込んだ問題提起を行いたと考える。

そして最後に、二一世紀の最初の四半世紀を展望するわれわれのシステム改革の構想は、当面の経済の再活性化とわれわれの当面の生活における安心感の回復を目標とすることにとどまることは許されない。なぜなら、「国民国家」を推進者とする近代化・工業化の時代が地球環境問題によって行き詰ったことについては、今や誰の目にも明らかだからである。そしてわれわれは、どのようなにして、自分にかかわる問題の解決に自らかかわり、そのことを通じて人々の連帯と生の意味を取り戻し、人間と自然との調和を回復することができるのかという問題が中心課題となる新しい時代へと否応なしに突入しつつある。そのなかで、われわれは、この日本という国を足場として、知識集約型産業を基軸とする産業構造への転換(第三章)、「安心」の基盤となりうる持続可能な社会保障システムへの改革(第四章)、「循環型経済社会」を始めとする産業社会の環境適合的構造への転換(第五章)、さらには「生活と労働の共生契約」というビジョン(第六章)にどのような奇手を行えるかということを問われているのである。

- (1) 原田泰『日本の失われた十年』日本経済新聞社、一九九九年
- (2) 神野直彦『システム改革の政治経済学』岩波書店、一九九八年、二二頁
- (3) 中曽根康弘『二一世紀日本の国家戦略』PHP研究所、二〇〇〇年
- (4) こうした観点からの、いわゆる「新しい市民社会論」と「公共空間」の概念との関連については、

本書では、展開にいたらなかった。山口定・宝田善・進藤栄一・住沢博紀編著『市民自立の政治戦
略』朝日新聞社、一九九二年、参照

編集委員会(山口定、神野直彦、坪郷實、大沢真理)

(執筆者紹介)

山口 定(やまぐち やすし)

1934年生 立命館大学政策科学部 ドイツ現代史, 政治過程論.

高橋 進(たかはし すすむ)

1949年生 東京大学大学院法学政治学研究科 国際政治史.

山口二郎(やまぐち じろう)

1958年生 北海道大学法学部 行政学.

金子 勝(かねこ まさる)

1952年生 慶應義塾大学経済学部 財政学, 地方財政論, 制度の経済学.

間宮陽介(まみや ようすけ)

1948年生 京都大学大学院人間・環境学研究科 社会経済学, 経済思想史.

大沢真理(おおさわ まり)

1953年生 東京大学社会科学研究所 社会政策.

神野直彦(じんの なおひこ)

1946年生 東京大学大学院経済学研究科 財政学, 地方財政論.

住沢博紀(すみざわ ひろき)

1948年生 日本女子大学家政学部 社会哲学, 政治学.

坪郷 實(つぼごう みのる)

1948年生 早稲田大学社会科学部 比較政治, 環境政治.

篠田 徹(しのだ とおる)

1959年生 早稲田大学社会科学部 比較労働政治.

同 時 代 論

「市場主義とナショナリズムを超えて」

間宮陽介
四六判 三三六頁
本体 五〇〇円

システム改革の政治経済学

神野直彦
四六判 三三六頁
本体 三〇〇円

反グローバルバリズム

「市場改革の戦略的思考」

金子勝
B6判 二八四頁
本体 六〇〇円

『思考のフロンティア』市 場

金子勝
B6判 二八四頁
本体 三〇〇円

「福祉政府」への提言

社会保障の新体系を構想する

神野直彦
四六判 三三六頁
本体 四〇〇円

危機の日本政治

山田一郎
B6判 二八四頁
本体 六〇〇円

歴史としてのドイツ統一

「指導者たちはどう動いたか」

高橋進
四六判 四〇〇頁
本体 四〇〇円

岩波書店刊

定価は表示価格に消費税が加算されます

2000年10月現在

目次

序 本書の課題

I 二一世紀システムを構想する…………… I

第一章 二一世紀への戦略設定…………… 山口定…………… 2

第二章 政界再編の政治からイノベーションの政治へ…………… 高橋進…………… 29

第三章 政治改革・行政改革と民主主義のバージョン・アップ…………… 山口二郎…………… 44

II グローバル化と二一世紀日本の課題…………… 65

第四章 グローバリゼーションと安全保障…………… 高橋進…………… 66

第五章 グローバリゼーション——経済的問題の位相…………… 金子勝…………… 89